

健康推進研究会

第1章 総則

(名称)

第1条 当研究会は、特定非営利活動法人臨床研究・教育支援センター（以下「SCCRE」という。）健康増進支援部門 規約 第13条に基づいて設置され「健康推進研究会」と称する。

(事務所)

第2条 当研究会の事務所は、大阪大学保健センター 豊中本室内に置く。

(目的)

第3条 当研究会は、学生・大学関係者に良質な健康診断を提供するとともに、より早期からさまざまな疾病予防に関与する生活習慣の介入を行うことにより疾患の発症を予防し、正しい健康増進の知識を提供し健康教育の実践を行うことを目的とする。

第2章 研究会会員

(会員)

第4条 当研究会の会員は下記の通りとする。

- (1) SCCRE の目的を理解し、SCCRE の定款およびその他 SCCRE が定める規定を遵守することに同意したもので、当研究会の目的に賛同して入会した個人、法人および任意団体。
- (2) SCCRE の目的を理解し、SCCRE の定款およびその他 SCCRE が定める規定を遵守することに同意したもので、当研究会の目的に賛同して当研究会の事業を賛助するために入会した個人、法人および任意団体。

(入会)

第5条 当研究会に入会しようとする個人、法人または任意団体の代表者は、所定の入会申込書および SCCRE の組織規定第10条ないし第12条に定める研究会会員としての義務の負担を承諾する旨の誓約書を代表世話人に提出し、世話人会による審査を受け、入会の承認を得なければならない。

2 希望するものの入会は正当な理由のない限り原則として承認されるが、承認されない場合には代表世話人によりその理由を明示する。

(年会費)

第6条 当研究会の入会を認められたものは、別途定める研究会の入会金および会費を SCCRE へ納めなければならない。

2 研究会の会員が納入した入会金、会費およびその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退会および除名)

第7条 研究会の会員は、退会を希望する際は、別に定める退会届を代表世話人に提出し、世話人会の承認を得なければならない。

2 研究会の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、世話人会の議決を経て、SCCRE 理事会の承認を得て、これを除名することができる。

- (1) 法令、SCCRE の定款、その他 SCCRE が定める規定または本研究会規約に違反したとき。
- (2) SCCRE の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) SCCRE の正会員であるものが、SCCRE の正会員資格を喪失したとき。

(研究会会員の一般的義務)

第8条 研究会及び／又は研究会の会員たる法人、個人もしくは任意団体の構成員は、別途定める会費細則に基づき分配された分配金を使用して為した研究の成果を発表する際は、SCCRE の名前を表示しなければならない。表示方法については、当該発表に先立ち発表者と運営本部の間で協議して決定するものとする。

2 研究会及び／又は研究会の会員たる法人、個人もしくは任意団体の構成員は、契約等の行為に際して SCCRE の名前を外部に表示する場合は、予め運営本部に対してその旨を報告し、承認を得なければならないものとする。

(研究会による補償等)

第9条 研究会及び／又は研究会の会員たる法人、個人もしくは任意団体の構成員の行為に起因して SCCRE が第三者からクレーム及び／又は法的請求等を受けた場合、当該原因行為を為した研究会又は会員の属する研究会（以下「原因となった研究会」という。）は、その責任においてかかるクレーム及び／又は法的請求等の処理／解決にあたるものとし、SCCRE に損害が生じたときは、当該原因となった研究会の代表世話人がこれを補償するものとする。

2 研究会が、SCCRE の名義で第三者と契約を締結した場合、その債務の支払いは研究会の会計から支弁するものとし、研究会会計が債務超過となったときは、不足分は当該研究会の代表世話人が責任をもって弁済するものとする。

(研究会による発明等の取り扱い)

第10条 研究会の会員たる個人、会員たる法人に属する個人、又は会員たる任意団体の構成員が、別途定める会費細則に基づき分配された分配金を使用して発明等を為した場合は、速やかにその旨を運営本部に通知しなければならない。

2 前項に定める発明等に関わる知的財産権の帰属及びその取り扱いについては、別途、発明者（及び当該発明者が会員たる法人に属する場合はこれに加えて当該法人）と SCCRE の間で協議して定めるものとする。

第3章 研究会組織

(人員構成)

第11条 研究会は次の人員により構成される。

- (1) 代表世話人は SCCRE 正会員でなければならない。
- (2) 研究会には正会員が最低2名在籍していなければならない。
- (3) 監事を1名選任しなければならない。
- (4) 以上の人的要因を満たしていなければ、SCCRE の研究会として認められない。

(研究会執行部)

第12条 当研究会には次の執行部を置き、下記に定める代表世話人、世話人、研究会監事を総称して執行部員と呼ぶものとする。

- (1) 代表世話人 1名（代表世話人は SCCRE 正会員である） 瀧原圭子
- (2) 世話人 2名以上（代表世話人を含む） 瀧原圭子、守山敏樹、西田 誠
- (3) 研究会監事 1名 工藤喬

(選任および解任)

第13条 代表世話人、世話人、研究会監事は研究会会員による互選とし、SCCRE 理事会の承認を得た後、代表理事が委嘱する。

2 研究会の事業計画に対して著しく成果がみられない場合、もしくは明らかに職務怠慢とみられる場合は、SCCRE 理事会の議決によって代表世話人を解任することができる。

(任期等)

第14条 研究会執行部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した執行部員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 執行部員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(代表世話人の職務)

第15条 代表世話人は、当研究会の代表として、当研究会の運営及び管理全般に責任を持つものとし、選任後速やかに、研究会の運営管理に関する責任及びSCCREの組織規定第11条に定める代表世話人としての義務を負担する旨の誓約書を運営本部に提出するものとする。

2 代表世話人は、新たに研究会会員となった者がいる場合は、第5条第1項に定める当該会員から受領したSCCREの組織規定第10条ないし第12条に定める研究会会員としての義務の負担を承諾する旨の誓約書を速やかに運営本部に提出するものとする。

3 代表世話人は、SCCRE 職務権限規定で定める範囲内の職務権限が与えられるものとする。また、権限の行使に当たってはSCCRE 職務権限規定で定める責任を負うものとする。

4 代表世話人は、自己の権限を超える事項および重要な事項の実施に関しては、SCCRE 稟議規定に従った一連の手続きを行わなければならない。

5 代表世話人に事故があるとき、又は代表世話人が欠けたときは、代表世話人があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

(研究会監事の職務)

第16条 研究会監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも代表世話人に対して報告を求め、調査することができる。

(1) 代表世話人の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当研究会の財産の状況を監査すること。

(研究会執行部員の報酬)

第17条 研究会執行部員は報酬を受け取れない。

2 執行部員にはその業務執行に要した費用を弁償することができる。

3 その他必要な事項は世話人会で別途定める。

(世話人会)

第18条 世話人会は代表世話人を含む世話人をもって構成し、この研究会の会務を評議決定する。

2 世話人会は、世話人総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 世話人会の議事は世話人総数の過半数をもって決し、可否同数のときは代表世話人の決するところによる。

第4章 研究会の事業運営方法

(研究会の活動費)

第19条 研究会活動は、SCCRE から支給される研究会分配金によって行う。

2 当研究会の入会金および会費の95%を研究会分配金とする。

3 当研究会の活動に対する支援金(当研究会の活動を支援する賛助会員の入会金および

会費、当研究会の活動を支援することを目的とした寄付金等)の95%を研究会分配金とする。但し、臨床試験・治験を対象とする寄付金の場合には、その75%を研究会分配金とする。

4 当研究会の事業収益から、事業費用および租税を差し引いた残額の75%を、毎事業年度終了後に支給される研究会分配金とする。

(運営経費)

第20条 研究会はSCCRE会費細則に基づき、毎年、運営経費をSCCRE運営本部に支払うものとする。

(事業収支計画)

第21条 研究会は、翌年度の事業計画並びに収支計画を研究会執行部にて策定し、2月末までに所属部門の部門長に提出しなければならない。

(事業収支計画に対する報告の義務)

第22条 研究会執行部は、事業年度終了後2週間以内に所属部門の部門長に対して事業収支計画に対する報告をしなければならない。

(研究会の資格の喪失)

第23条 世話人会において、研究会の目的が達成されたと認められたとき、あるいは研究会の維持存続が困難であると判断されたときは、研究会はSCCRE理事会の議決により、その資格を喪失する。

2 当研究会の資格の喪失時に有する残余金等は、SCCRE運営本部に帰属するものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、SCCRE理事会において別に定める。

第5章 規約の変更、その他

(規約の変更)

第24条 研究会規約の変更は世話人会で決議し、SCCRE理事会の承認を得ることにより行うことができる。ただし、研究会規約の定めが組織規定の定めと矛盾する場合は、組織規定の定めが優先するものとする。

附則

1 この研究会規約は、平成18年2月1日から施行する。

2 当研究会の会費は次の各号に掲げる額とする。

研究会入会金 1000円

研究会会費 年額 1000円

3 この改正は平成26年6月29日から施行する。